社外役員(取締役・監査役)の独立性判断基準

当社の取締役会は、社外取締役および社外監査役(以下、社外役員と称する)の独立性に関する判断基準を以下のとおり定め、社外役員が次の項目いずれにも該当しない場合、当該社外役員は、当社からの独立性を有し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断する。

- ① 当社グループの業務執行者又は過去10年間において当社グループの業務執行者
- ② 当社グループの主要株主(注1)又は当該主要株主が法人である場合には当該法人の業 務執行者
- ③ 当社グループの主要な取引先(注2)の業務執行者、または当社グループを主要取引先とする会社の業務執行者
- ④ 当社グループの主要な借入先(注3)の業務執行者
- ⑤ 当社グループの法定監査を行う監査法人に所属する者
- ⑥ 当社グループから役員報酬以外に多額(注4)の金銭その他の財産を得ている者
- ⑦ 当社グループの役員相互就任先の業務執行者
- ⑧ 当社グループから多額の寄付又は助成を受けている団体(注5)の業務執行する者
- ⑨ 上記①から⑧に該当する者の近親者等(注6)
- (注1) 主要株主とは、議決権保有割合10%以上の株主をいう。
- (注2) 主要な取引先とは、直近の事業年度および過去3年の事業年度における年間連結 売上高が3%を超えるものをいう。
- (注3) 主要な借入先とは、当社グループが借入れを行っている金融機関であって、直近 の事業年度末における全借入額が当社グループの連結総資産の2%を超える金融 機関をいう。
- (注4) 多額とは、収受している対価が年間 1,000 万円を超える金銭その他の財産上の利益をいう。
- (注5) 多額の寄付又は助成を受けている団体とは、当社グループから年間 1,000 万円を 超える寄付又は助成を受けている団体をいう。
- (注6) 近親者等とは、配偶者および二親等以内の親族および同居の親族をいう。